

ハツ場ダム住民訴訟通信-9

05.06.25 発行

被告(県)側「今回は裁判の却下請求をします」の前言先送り。これもお役所仕事か。

第3回ハツ場ダム裁判は6月14日水戸地法裁判所で開かれました。裁判所の前庭は、開廷の1時間前から傍聴券を求める茨城の会会員、ハツ場ダムに関心を寄せる市民が40数名長蛇の列を作りました。今回から茨城弁護団には1都5県全体弁護団事務局長の広田次男弁護士も参加。強力な上にも強力な体制で臨みました。

午後1時35分、定刻を5分遅れて開廷。先ず朝比奈晴子さんが今回から再開した意見陳述に立ちました。朝比奈さんは、取手市議であるとともに県南水道企業団議会の議員でもある立場から、「県南水道は毎日2万立方メートルの水余りで、ただただムダに垂れ流しています。その上4月から阿見の浄水場からの水も『責任引取り水』として引き取り、さらに垂れ流しているのです」と、ジャブジャブの水余りを指摘。法廷内を深閑とさせました。

被告側は、またまたダンボールの登場、法廷に証拠書類を山と積上げました。前回約束した財務会計行為に対する陳述は何処へやら、パラパラと書類検査の儀式が始まった。

「陳述はないのですか」と谷萩弁護士。「・・・はい」と被告側の伴弁護士。

「それでは財務会計行為についての主張はないのですね」と広田弁護士。「いや・・・次回に」と前回同様歯切れの悪い幕切れとなりました。

裁判そのものも先延ばし。来年3月の人事異動をにらんだスケジュールか。

次回の日程調整に入って珍事が発生。「よその裁判はどうなっていますか」と松本裁判長。茨城のほか千葉と群馬の弁護を兼任する伴弁護士「茨城が突出して先行しています」「じゃあ10月ですね」なんと4ヶ月も先の10月4日になってしまいました。広田弁護士いわく「松本裁判長は来年3月でまる3年だから移動でしょう。判決は次の人に任すハラですね」。嗚呼。

水道問題に論議集中。裁判説明集会も熱気に包まれました。

裁判後は恒例の弁護士会館での裁判説明集会。谷萩・坂本・五来 of 3 弁護士から裁判の解説。被告側から出された準備書面(3)は、ハツ場ダムへの支出はどうゆう手順で誰がいつどのように出したかと言うもので、これからの主張の前提となるもの。つまり国の決めたことに地元が負担しているのだから知事に裁量権はない。という主張をこれからするようだ。

意見交換に入り、朝比奈さんの陳述を受けて各地の水道問題に議論が集中。茨城県は水の作り手と売り手が別々で、ともかく県民に分りづらくしている。みんなで勉強して各市町村に迫るべき。と方向が示されました。その後、嶋津暉之さんの解説によるハツ場の美しい四季と無残な工事現場を綴ったスライドショー。広田弁護士の市民運動と住民訴訟の意義。と続き充実した2時間でした。

第51回日本母親大会「分科会」にハツ場ダム問題が取り上げられました。嶋津暉之さんが助言者としてじっくり訴えます。広田弁護士が参加者として会場から無駄な公共事業を追及します。乞うご期待。

日本母親大会は全国から2万人ほどの母親が参加。日本の今、将来に抱える問題を討議する有意義な大会です。各地のオピニオンともいべき方々にハツ場問題を知ってもらおうまたとない機会です。

ハツ場ダムをストップさせる茨城の会では、分科会の運営に全面参加いたします。成功へ向けて是非ご参加ください。詳細は同封のチラシによりますが、分科会は17番の「無駄づかい・環境破壊の大規模開発」です。7月24日(日)10:00~15:30。筑波大学キャンパスです。

第4回裁判は10月4日午後1時30分。水戸地裁。裁判説明集会もあります。傍聴席で会いましょう。

ハツ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 神原晴美 〒302-0023 取手市白山 1-8-5
電話/FAX 取手：0297-72-7506 長野原：0279-84-7010 郵便振込口座：00160-8-556816